

働き方改革法の廃止を求める意見書

安倍政権が狙う「働き方改革」は、労働時間規制を完全になくす「高度プロフェッショナル制度」（残業代ゼロ制度）や過労死水準の残業を合法化する法律が6月29日に採決が強行された。

特に「高度プロフェッショナル制度」は、週休2日にあたる年間104日の休みさえあれば、24時間労働を48日間連続させても違法にならず、文字通り過労死を促進・合法化するもので、8時間労働制を根底から覆す仕組みとなっている。

また裁量労働制は、「みなし労働時間制」を採用しているため、実際の労働時間の把握が事実上不可能で、長時間労働の温床となる。なかでも「企画業務型」裁量労働制は、営業職や一般職に違法に適用する動きが広がっていることからきっぱり廃止し、「専門業務型」は業務を限定するなど要件と運用を厳格化することが急務である。

さらに、安倍政権がいう「働き方改革」は、「月100時間未満」「2～6カ月平均で月80時間」という過労死水準の残業時間を法的に容認している。いま必要なのは、残業時間の上限基準として、週15時間、月45時間、年360時間と定めている「労働省告示154号」に法的拘束力をもたせることである。この上限時間を労働基準法に明記し、例外なくすべての労働者に適用することは、国民の願いに沿ったものである。

8時間働けば普通に暮らせる社会をつくるため、まともな働き方改革こそ必要である。

この他に、一日の労働が終わり、次の労働の開始まで連続11時間の休息时间（勤務間インターバル）を確保することを労基法に書き込むことや、使用者に実労働時間の正確な把握・記録の義務付けること、正規と非正規、男女の格差をなくすことなど、働く人を守る立場からまともな働き方改革が必要である。

よって本市議会は、働き方改革法の廃止を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 7月 日

近江八幡市議会議長 園田 新一

衆議院議長	大島 理森	殿
参議院議長	伊達 忠一	殿
内閣総理大臣	安倍 晋三	殿
厚生労働大臣	加藤 勝信	殿